

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年8月1日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 井 村 行 夫

記

監 査 の 種 類	平成28年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	平成28年7月1日～8月5日	
結 果 区 分	指摘事項〔是正・改善事項〕1件	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教 育 委 員 会	<p>①適正な入札執行について〔是正・改善事項〕</p> <p>小中学校におけるプロパンガスの単価契約の入札において、金額を訂正した入札書を有効入札として取り扱っている事例がみられた。本件については、落札決定に影響はなかったものの、場合によっては、無効となるべき入札参加者を落札者とし、契約に至ってしまうおそれもあった。公正な競争を担保するため、執行手順を再確認し、適正な入札執行を行われたい。</p>	<p>金額訂正のあった入札書を有効入札として取り扱ったことは、入札時における担当職員の確認不足及び入札結果決裁時における課内のチェック漏れによるものである。</p> <p>今後、同様の誤りを行わないよう、入札時には、入札要領等を十分把握するとともに、入札書、封筒等の確認を慎重に行うよう努めます。また、課内の職員についても、入札要領の再確認を行い、適切な入札執行に努めます。</p>